

静岡県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定に基づき、次のとおり施術者の変更について告示する。

令和7年2月18日

静岡県知事 鈴木康友

施術者の名称	所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			新	旧	
杉本 真吾	焼津市 祢宜島 555	所在地	焼津市 祢宜島 555	焼津市 東祢宜島 12-4	令和6年 7月13日
勝又 俊一	藤枝市 小石川町 3-5-11-4	所在地	藤枝市 小石川町 3-5-11-4	藤枝市田沼 2-6-25 マリオネット No. 2-105	令和6年 5月1日
澤口 翔理	島田市東町 1212-1	名称	ひかり鍼灸 接骨院 島田六合院	ひかり鍼灸 接骨院 花みずき通り院	令和6年 10月1日
		所在地	島田市東町 1212-1	島田市旗指 447-2	令和6年 10月1日
本杉 涼	牧之原市細江 1097-4 205	名称	ひかり鍼灸 接骨院 花みずき通り院	ひかり鍼灸 接骨院 島田六合院	令和6年 10月1日
		所在地	島田市旗指 447-2	島田市東町 1212-1	令和6年 10月1日